

公益財団法人大倉精神文化研究所における公的研究費取扱要綱

制定 平成27年4月1日
最新改訂 令和4年9月1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本要綱は、公的研究費の適正な運営・管理を図ることを目的として、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改正）」（以下「ガイドライン」という。）に基づいて、公益財団法人大倉精神文化研究所（以下「財団」という。）における公的研究費の取扱に関し必要な事項を定めたものである。

(定義)

第2条 本要綱において「公的研究費」とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人等の公的機関から配分される競争的資金をいう。

2 本要綱において「構成員」とは、財団に所属し、公的研究費の運営・管理に関わる全ての役職員（役員、評議員、固有職員、嘱託職員及び財団の業務を受託した者）をいう。

3 本要綱において「研究者」とは、財団を通じて公的研究費の配分を受け、研究に携わる者をいう。

(適用範囲)

第3条 公的研究費について、文部科学省又は日本学術振興会等文部科学省が所管する独立行政法人に別途定めがある場合は、それに従うものとする。

(構成員及び研究者の責務)

第4条 構成員は、関係法令及び当該研究費の執行基準等のほか、財団の関連諸規程の定めるところに従い、公正かつ適正に公的研究費を取り扱わなければならない。

2 研究者は、公的研究費による学術研究が社会からの信頼と付託のうえに成り立っていることを自覚し、財団が定める諸規程に従い、誠実に公的研究費を執行しなければならない。

3 構成員及び研究者は、公的研究費の管理・運営に関する責任を果たすことを誓約する誓約書を財団に提出しなければならない。なお、誓約書は次に掲げる各号の内容を含むものとする。

(1) 財団の規則等を遵守すること。

(2) 不正を行わないこと。

(3) 規則等に違反して、不正を行った場合は、財団及び公的研究費等を配分する機関（以下「配分機関」という。）による処分及び法的な責任を負担すること。

第2章 公的研究費の運営・管理に関わる体制

(最高管理責任者)

第5条 財団を統括し、公的研究費の管理・運営について最終責任を負う者として、最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者には、理事長を充て、その職名を公開する。

3 最高管理責任者は、次の各号に掲げる業務を所掌する。

(1) 統括管理責任及びコンプライアンス推進責任者を任命すること。

(2) 公的研究費の使用及び事務処理手続に関する規定（以下「ルール」という。）を明確にすること。

(3) 不正防止対策の基本方針を策定し、その実施に必要な措置を講ずること。

(4) 不正防止対策の基本方針や具体策の策定に関する会議における審議を主導すること。また、その実施状況や効果等について、関係者等と議論を深めること。

(5) 公的研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任について適切な職務分掌を定め、また、各段階の職務権限に応じた明確な決裁手続を定めること。

(6) 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員の行動規範を策定し、意識の向上と浸透を図ること。

(統括管理責任者)

第6条 最高管理責任者を補佐し、財団における公的研究費等の管理・運営に係る実務上の責任と権限を持つ者として、統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、常務理事を充て、その職名を公開する。

3 統括管理責任者、次の業務を所掌する。

(1) 基本方針に基づいた機関全体の具体的な不正防止対策及びその具体的な実施計画を策定すること。

(2) 実施計画の状況を確認し、最高管理責任者へ定期的に報告すること。

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 財団の各部局と研究者等における公的研究費の運営・管理について、実務上の責任と権限を持つ者として、コンプライアンス推進責任者を置く。

2 コンプライアンス推進責任者は、事務局長を充て、その職名は公開する。

3 コンプライアンス推進責任者は、次の業務を所掌する。

(1) 不正防止対策の計画を実施し、その状況を確認すること。

(2) 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対するコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理・監督すること。

(3) コンプライアンスに係る啓発活動を定期的に実施すること。

(4) 構成員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等のモニタリング及び必要に応じた改善・指導を行うこと。

(5) 上記の状況を統括管理責任者へ報告すること。

(監事)

第8条 監事は、財団全体の観点から、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について確認し、その結果を役員会等において報告する。

2 監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認する。

第3章 公的研究費の運営・管理

(構成員の意識向上と浸透)

第9条 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、ルール及び不正対策に関する基本方針等に係るコンプライアンス教育を定期的

2 コンプライアンス教育は、各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のある内容とするともに、不正根絶に向けた啓発活動を継続的に実施する。

3 コンプライアンス推進責任者は、構成員の第1項に掲げたコンプライアンス教育に関する受講状況及び理解度を把握するとともに、誓約書等の提出を求める。誓約書等は第4条第3項に掲げた各号の内容を含むものとする(第1号様式)。

(相談窓口)

第10条 最高管理責任者は、ルール及び不正防止対策の基本方針等について、財団内外からの相談を受け付ける相談窓口を設置し、連絡先を公表する。

2 前項の相談窓口は事務局に設置し、その担当者にはコンプライアンス推進責任者を充てる。

(告発等の取扱い)

第11条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用等について、財団内外からの告発等を受け付ける通報窓口を設置し、連絡先を公表する。

2 前項の通報窓口は事務局に設置し、その担当者にはコンプライアンス推進責任者を充てる。

3 通報窓口担当者は、告発等を受け付けた場合、速やかに最高管理責任者に報告する。

4 最高管理責任者は、前項の告発等があった場合は、告発等の受付から30日以内に調査の可否を判断し、配分機関に報告する。

(調査委員会)

第12条 最高管理責任者は、前条の告発等について調査を必要と判断した場合は、財団に所属しない第三者を含む調査委員会を設置し、不正の有無及びその内容、関与した者及び関与の程度、不正使用の相当額等について調査し、認定する。

2 調査委員は、告発機関及び個人、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

3 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、配分機関に報告し、協議しなければならない。

- 4 最高管理責任者は、原則として、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を作成し、配分機関に提出しなければならない。もし期限内に調査が完了しない場合は、配分機関に中間報告を提出しなければならない。
- 5 調査中に配分機関から要求があった場合には、当該調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出しなければならない。
- 6 最高管理責任者は、最終報告書の提出が完了するまで、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずるものとする。

(調査結果の公表と処分)

- 第13条 最高管理責任者は、前条の定めによる調査で不正を認定した場合、不正に関与した研究者及び構成員等の氏名、不正の内容等必要な事項を含む調査結果を速やかに公表しなければならない。
- 2 不正と認定された事案に関与した研究者及び構成員等の処分は、財団の規程に則り行う。また、私的流用等悪質性が高い場合には、刑事告発や民事訴訟など法的な手続をとるものとする。

(他機関への協力)

- 第14条 最高管理責任者は、配分機関及び財団以外の機関から要請された場合、調査に支障がある等の正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる等、可能な限り協力するよう取りはからうものとする。

第4章 公的研究費の不正防止

(不正防止計画推進部の設置)

- 第15条 公的研究費の適正な執行を徹底し、不正防止に向けた運営・管理を実現するため、財団全体の観点から、不正防止計画（コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む）の推進を担当する部署として、不正防止計画推進部を設置する。
- 2 不正防止計画推進部の担当者には、コンプライアンス推進責任者を充てる。

(不正防止計画の策定・実施)

- 第16条 不正防止計画推進部は、統括管理責任者とともに、具体的な不正防止対策のうち最上位のものとして、ルール及び不正防止対策の基本方針等に基づいた不正防止計画を策定・実施し、実施状況を確認する。
- 2 不正防止計画推進部は監事と連携し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の内容等についての意見交換の機会を適宜設ける。
 - 3 不正防止計画推進部は、内部監査の結果に応じて不正防止計画の見直しを随時行い、効率化・適正化を図る。

(内部監査員の設置)

- 第17条 不正を発生させる要因（以下「不正発生要因」という。）を体系的に整理し評価するため、財団全体の観点からモニタリング及び監査を行う者として、最高管理責任者

直轄の内部監査員を置く。

- 2 内部監査員は、年度毎に最高管理責任者が所属職員のうちから任命する。
- 3 内部監査の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意する。
 - (1) 会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、公的研究費の管理体制の不備の検証も行うこと。
 - (2) 防止計画推進部及び監事と連携し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査を実施すること。
 - (3) 把握した不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図るとともに、専門的な知識を有する者を活用して監査の質の向上を図ること。
- 4 内部監査の結果は、コンプライアンス教育及び啓発活動に活用するなどして周知を図り、同様のリスクが発生しないよう徹底する。

第5章 公的研究費の運用・管理の事務

(経理事務)

第18条 公的研究費に係る経理事務は、財団の経理規程及びその他関係規程の定めるところに準じて行うものとする。

- 2 公的研究費に係る旅費の支給は、財団の給与及び旅費規程により行うものとする。

(経理事務の委任)

第19条 最高管理責任者は、公的研究費に係る経理事務を事務局長に委任するものとする。

- 2 事務局長は、公的研究費の出納及び保管事務を経理担当者に行わせるものとする。

(公的研究費の受入)

第20条 公的研究費の受入れ・保管・管理は、金融機関に開設する口座で行わなければならない。

- 2 事務局長は、前項の公的研究費を受け入れたときは、その旨を研究者に通知しなければならない。
- 3 預金により生じた利息は、当該研究に必要な経費に充てなければならない。

(収支簿)

第21条 財団は、公的研究費の出納及び保管に当たっては、研究課題ごとに収支簿を備えておかなければならない。

(設備等の寄付)

第22条 研究者は、公的研究費により設備等を購入したときは、ただちに財団へ寄付しなければならない。

(書類の保管)

第23条 事務局長は、公的研究費の収支に関する証憑書類を、その研究種目及び研究課題ごとに分類整理の上、公的研究費の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(予算執行状況の確認等)

第24条 事務局長は、公的研究費の執行状況を随時確認し、予算執行が当初計画に比して著しく遅れている場合は、研究者等に対して当該理由を確認のうえ、必要な改善を求めるものとする。

2 研究者等は、予算の執行状況を遅滞なく把握できるよう、発注段階において支出財源を特定するものとする。

(発注、検収業務の原則)

第25条 次の各号に掲げる事務は事務局においてこれを行う。ただし、物品の発注で1回の発注金額が10万円未満の場合は、研究者自らが発注することができる。この場合は、研究者等に発注先選択の公平性、発注金額の適正性の説明責任、弁償責任等の会計上の責任も帰属する。

(1) 物品等の発注

(2) 物品等の検収

(3) 研究出張後の旅行の事実を証明する書類等の確認

2 前項のほか適正な執行を確保する観点から、事務局において随時に点検、確認を行うものとする。

(取引業者への対応)

第26条 不正な取引に関与した業者については、取引停止等の措置を講ずる。

2 財団における公的研究費に係る取引業者は、取引の内容について、財団が求めた場合は、所定の誓約書を提出しなければならない。

3 前項に掲げる誓約書は次に掲げる各号の内容を含むものとする。

(1) 財団の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。

(2) 内部監査、その他の調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。

(3) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。

(4) 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること。

第6章 その他

(ルール及び不正防止方針の公表)

第27条 最高管理責任者は、ルール及び不正防止の基本方針、取組及び諸規程等を公表する。

(雑則)

第28条 最高管理責任者は、上記に定めるほか、ガイドラインにおいて実施が必要とされた事項に基づいて、公的研究費の取扱に関し必要な事項を定めて、実施する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

(第1号様式)

公益財団法人大倉精神文化研究所

理事長 平井誠二 殿

誓 約 書

文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人等の公的機関から配分される競争的資金の運営・管理に係る業務に携わるにあたり、以下の事項を厳守することをここに誓約致します。

記

- 一 機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
- 一 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- 一 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- 一 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には速やかに通報すること

以上

令和 年 月 日

住所

氏名

印